

# 計画策定等に関するワーキンググループ 鳥取県 説明資料

令和5年1月13日

1

## 鳥取県からの主な提案と国の対応状況

提案年	提案内容	国の対応	備考
R3	地籍調査事業計画の変更手続きの廃止	実現	
R3	脱炭素社会実現に係る各種計画の統廃合	一部実現	法令上の計画規定の統廃合は見送られたが、他の関連する計画の一部として組み込むことが可能である旨が明確化された。
R3	農村地域産業等導入基本計画の抜本的な見直し	一部実現	当該計画の廃止は困難とされたが、事務負担を軽減するため記載事項の見直しが行われた。
R4	過疎地域持続的発展方針と過疎地域持続的発展都道府県計画の一体化	実現	
R4	地域公共交通利便増進実施計画に係る軽微な変更に係る手続きの簡素化	実現	
R4	建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する都道府県計画の廃止	一部実現	当該計画は努力義務のため廃止困難とされたが、計画を策定しない場合でも都道府県の実情に応じた安全確保施策が実施されていれば法律に則った対応がなされているものとみなすこととされた。
R4	総合保養地域整備基本構想に係る主務大臣協議の廃止	引き続き検討	主務大臣への協議を廃止し届出とすることについて検討し、令和4年度中に結論を得る見込み。
R4	地震防災緊急事業五箇年計画について他計画での代替を可能とすること	実現	

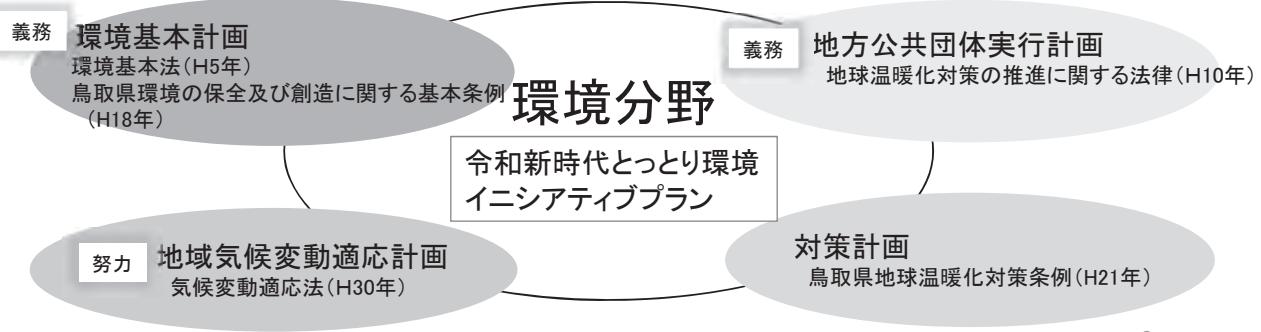
2

# 事例① 脱炭素社会実現に係る各種計画の統廃合

- 脱炭素社会実現分野では、複数の法令に基づき、関連する多くの計画策定事務が個別に存在。
- 鳥取県では各種計画を「令和新時代とつとり環境イニシアティブプラン」として一体的に策定。



令和3年の提案の結果、脱炭素社会実現に係る各種計画について、他の関連する計画の一部として組み込むことが可能である旨が明確化。(本県の取組の横展開)



3

## 脱炭素社会実現に係る計画の一体的策定による効果

- 「温暖化効果ガスの排出抑制」や「被害の防止・軽減」といった個別の課題ごとではなく、関係する複合的な課題を総合的・一体的に議論することで、より整合性のある実効的な計画の策定が可能。
- 関係する諸課題・施策を一覧化することで県民にとっての視認性が向上し、効果的な施策の周知が可能。
- 策定手続の一本化等により、人的・財政的負担の軽減／施策や体制等の充実への更なる注力が図ることが可能。

個別策定時のイメージ	環境基本計画	地域気候変動適応計画	地方公共団体実行計画	<ポイント>
目的・内容	地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全のために必要な施策を総合的かつ計画的に推進すること。	気候変動影響による被害の防止・軽減等を図り、安全・安心で持続可能な社会を構築すること。	地方公共団体の事務事業に伴う温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化を図る。	計画自体は努力義務であったり、手續は地方公共団体の裁量に委ねられていても、地域内コンセンサスを取るために相当の手續コストが発生。
検討体制	A有識者会議	B有識者会議	C有識者会議	
策定手続	県環境審議会への諮問 →資料作成 →府内審議会／有識者会議 開催 →計画案作成 →府内審議会／有識者会議 開催 →パブリックコメント→審議会答申	県環境審議会への諮問 →資料作成 →府内審議会／有識者会議 開催 →計画案作成 →府内審議会／有識者会議 開催 →パブリックコメント→審議会答申	県環境審議会への諮問 →資料作成 →府内審議会／有識者会議 開催 →計画案作成 →府内審議会／有識者会議 開催 →パブリックコメント→審議会答申	

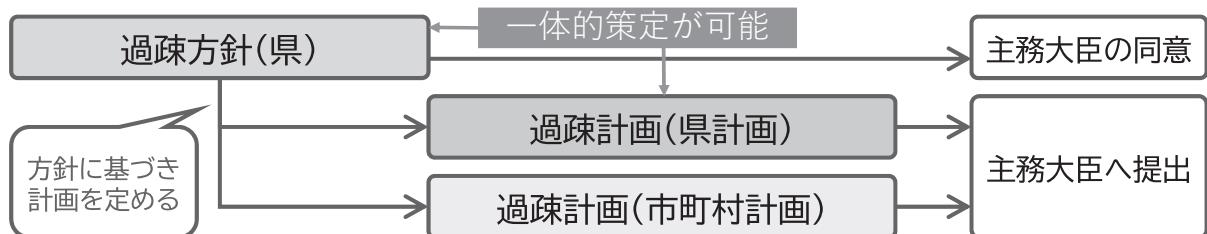
令和新時代とつとり環境イニシアティブプラン	
目的・内容	環境保全及び創造に関する目標、施策の方向、環境保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定める基本計画
検討体制	とつとり環境イニシアティブ県民会議(経済・教育・消費者団体や脱炭素技術・生物多様性に関する有識者等で構成)
策定手続	鳥取環境審議会への諮問 →計画原案作成 →鳥取県環境審議会(企画政策部会)開催／とつとり環境イニシアティブ県民会議 開催 →計画案作成 →鳥取県環境審議会(企画政策部会)開催／とつとり環境イニシアティブ県民会議 開催 →パブリックコメント →審議会答申

## 事例② 過疎方針・過疎計画策定の一本化

- 過疎法上の「過疎地域持続的発展方針」(過疎方針)と「過疎地域持続的発展都道府県計画」(過疎計画)は別個の計画として規定されているものの、記載すべき内容が一部重複。
- そのため、策定及び改定時の業務負担が過重となっており、住民にとっても、類似、関連する内容をそれぞれ別に閲覧し理解する必要。



令和4年の提案の結果、令和8年度以降の次期方針及び計画の策定に向けた都道府県の事務負担を軽減するため、方針及び計画の策定を一体のものとして策定する場合の留意事項について、令和7年度を目途に通知されることとなつた。



5

### 見直しにより見込まれる効果及び更なる検討課題

#### 過疎方針と過疎計画(県計画)の一体化により見込まれる効果

- 過疎方針及び過疎計画(県計画)の策定及び改定に要する事務負担の軽減
  - 関連部局等への照会回数の削減\_(半減見込み: 6回程度→3回程度)
  - 取りまとめに要する期間の短縮(半減見込み: トータルで6ヵ月程度→3ヵ月程度に短縮)
- 一本化に伴う視認性向上による、過疎対策に向けた県の取組に対する住民理解の促進

#### 今後の更なる検討課題

##### 一本化のメリットを十分に享受できる運用の確立

- 過疎方針と都道府県計画を一本化して策定する場合の留意事項については、事務軽減等のメリットを策定自治体が十分に享受できる取扱いとなるよう配慮すること。  
※一本化したとしても、国への事前協議や主務大臣の同意を得る工程、主務大臣への提出等がかえって煩雑にならないよう、国(や主務大臣)に対するアクションも半減を目指していただきたい。

##### 自治体の作業期間の確保

- 令和3年の新法施行の際、法の施行から過疎対策事業債の協議等までの約半年間に県の過疎方針策定→市町村計画策定の作業を進める必要があり、結果として市町村の計画策定作業が短期間に集中。  
こうした実情を踏まえ、今後の法改正等の際には、自治体が十分な作業期間を確保できるような配慮を行う必要。

6

## (参考)過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)※関係部分抜粋

### ● 過疎方針、都道府県過疎計画に関する内容(第7条～第9条)

#### (過疎地域持続的発展方針)

**第七条** 都道府県は、当該都道府県における過疎地域の持続的発展を図るため、過疎地域持続的発展方針(以下この章において単に「持続的発展方針」という。)を定めることができる。

2 持続的発展方針は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 過疎地域の持続的発展に関する基本的な事項

二 過疎地域の持続的発展のために実施すべき施策に関する事項として次に掲げるもの

- イ 過疎地域における移住及び定住並びに地域間交流の促進並びに人材の育成に関する事項
- ロ 過疎地域における農林水産業、商工業、情報通信産業その他の産業の振興及び観光の開発に関する事項

ハ 過疎地域における情報化に関する事項

二 過疎地域とその他の地域及び過疎地域内を連絡する交通施設の整備及び住民の日常的な移動のための交通手段の確保に関する事項

ホ 過疎地域における生活環境の整備に関する事項

ヘ 過疎地域における子育て環境の確保並びに高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に関する事項

ト 過疎地域における医療の確保に関する事項

チ 過疎地域における教育の振興に関する事項

リ 過疎地域における集落の整備に関する事項

ヌ 過疎地域における地域文化の振興等に関する事項

ル 過疎地域における再生可能エネルギーの利用の推進に関する事項

3～7(略)

7

#### (過疎地域持続的発展市町村計画)

**第八条** 過疎地域の市町村は、持続的発展方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域持続的発展市町村計画(以下単に「市町村計画」という。)を定めることができる。

2 市町村計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 地域の持続的発展の基本の方針に関する事項

二 地域の持続的発展に関する目標

三 計画期間

四 地域の持続的発展のために実施すべき施策に関する事項として次に掲げるもの

イ 移住及び定住並びに地域間交流の促進並びに人材の育成に関する事項

ロ 農林水産業、商工業、情報通信産業その他の産業の振興及び観光の開発に関する事項

ハ 地域における情報化に関する事項

二 交通施設の整備及び住民の日常的な移動のための交通手段の確保に関する事項

ホ 生活環境の整備に関する事項

ヘ 子育て環境の確保並びに高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に関する事項

ト 医療の確保に関する事項

チ 教育の振興に関する事項

リ 集落の整備に関する事項

ヌ 地域文化の振興等に関する事項

ル 地域における再生可能エネルギーの利用の推進に関する事項

五 市町村計画の達成状況の評価に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、地域の持続的発展に関し市町村が必要と認める事項

3～10(略)

#### (過疎地域持続的発展都道府県計画)

**第九条** 都道府県は、持続的発展方針に基づき、過疎地域の持続的発展を図るため、過疎地域持続的発展都道府県計画(以下単に「都道府県計画」という。)を定めることができる。

2 都道府県計画は、都道府県が過疎地域の市町村に協力して講じようとする措置の計画とし、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 過疎地域の持続的発展の基本の方針に関する事項

二 過疎地域の持続的発展に関する目標

三 計画期間

四 前条第二項第四号に掲げる事項に関する事項

五 都道府県計画の達成状況の評価に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、過疎地域の持続的発展に関し都道府県が必要と認める事項

3～5(略)

過疎方針で示す内容を過疎計画にもあらためて記載が必要。  
(多くの記載内容が重複)

過疎方針と具体的な施策を別々に記載するため、視認性が悪く  
内容が理解しづらい。

8

第7回計画策定等に関するワーキンググループ 意見交換用資料

令和5年1月13日  
広島県

令和3年、4年の提案募集では以下の事項の改善について提案を行った。  
他の計画においても同様の事項がないか点検をお願いしたい。

1 計画の策定そのものの改革

(1) 上位計画や他の計画等に類似する事項を記載しており、新たに個別の計画を策定する意義が乏しいと考えられるもの

- ・都道府県障害福祉計画、都道府県障害児福祉計画
- ・家畜排せつ物利用促進都道府県計画、酪農・肉用牛生産近代化都道府県計画
- ・瀬戸内海環境保全県計画、瀬戸内海指定物質削減指導方針

(2) 地方が策定するには内容が専門的であるもの

- ・地方公共団体温室効果ガス排出削減等実行計画

(3) 形式的となっており、都道府県が計画を策定する意義が乏しいと考えられるもの

- ・土地利用基本計画（個別法に基づき実質的な調整が行われている）

(4) 県計画等に規定されており、市町村別の計画等を省略できると考えられるもの

- ・日本語教育推進に関する地方公共団体の基本的な方針

(5) 地方公共団体の自主的判断に委ねるべきものであり、国が計画策定を義務付ける意義が乏しいと考えられるもの

- ・地方スポーツ推進計画

62

1

2 計画策定等に係る事務負担の改革

(1) 事務手続き

⇒計画策定、変更にあたって、協議会等の開催、大臣の承認、専門家からの意見収集等の事務手続きが規定されている

- ・新型インフルエンザ等対策都道府県行動計画（専門家からの意見聴取）
- ・下水道事業計画の協議及び下水道に関する都市計画事業の認可（電子媒体による提出）

(2) 策定期間・計画期間

⇒関連計画と周期が合わない、計画期間の設定が短い

- ・都道府県健康増進計画 \*愛知県提案
- ・都道府県介護保険事業支援計画 \*群馬県、新潟県提案

(3) 人員・予算上の過大な負担

⇒内容が専門的であり、策定に費用・労力を要する

- ・港湾計画
- ・地方公共団体温室効果ガス排出削減等実行計画

3 計画以外の手法、事務負担軽減策

(1) 実質的な義務付けも含め義務の廃止。策定に要否について自治体判断を尊重

(2) 上位計画又は他計画と代替可能

(3) 国計画と一体的策定を可能

- ・目標数値の入力のみ（ブランクへの入力等）も可能とする
- ・国地方機関による作成

(4) 都道府県計画と一体的策定を可能

(5) 他の地方公共団体と一体的な策定を可能

(6) 記載内容の簡素化

- ・数値目標記載のみも可能とする

(7) 事務手続き、既定の廃止

(8) 計画期間の柔軟化・弾力化

2

71